

監査公表第 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した、財政援助団体にかかる  
監査の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 22 年 3 月 29 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	木	下	章

## 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の実施日及び場所

平成22年 2月23日(水)

株式会社 嶺南ケーブルネットワーク内会議室

### 2 監査の対象

財政援助に係る監査 平成20年度CATV整備事業費補助金

出資団体に係る監査 平成20年度の事業に係る出納その他の事務

主管課 総務部 情報管理課

### 3 監査の方法

予め(株)嶺南ケーブルネットワーク及び主管課から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、(株)嶺南ケーブルネットワーク及び情報管理課職員の説明を聴取して、補助事業及び出納その他の事務が適正に執行されているか確認を行った。

### 4 監査の結果

役員の退職手当は、会計年度で退職金を引当てること、また、10年満期養老保険積立の取扱いについては、再検討が望まれる。さらに、NTTファイナンスとの根保証契約については、貸借対照表に注記がないが偶発債務の計上が考えられる。

なお、出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。